

## 都市計画変更等業務プロポーザル実施要領

この要領は、本町が実施する「都市計画変更等業務」（以下「本業務」という。）の業者選定にあたり、本町の都市計画変更に係る企画力、見識、意欲、専門性等について能力を評価し、適切かつ誠実に本業務を遂行できる受注者を選定するための公募型プロポーザルの実施に係る事項を定めたものである。

### （参加条件）

第1条 本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は次のとおりである。

- (1) 令和5・6・7年度の島本町競争入札参加資格者（コンサル）であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。  
契約を締結する能力を有しない者とは次の者をいう。
  - ア 成年被後見人
  - イ 被保佐人
  - ウ 被補助人（但し、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）
  - エ 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (4) 過去に地域地区等の変更もしくは都市計画マスタープラン等の策定または改訂に係る業務の実績があること。
- (5) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

### （募集方法）

第2条 本業務において、プロポーザルの募集告知は、町ホームページ上に次の事項を示した募集要項等を掲載することにより行うものとする。

- (1) プロポーザルを求める業務の概要
- (2) 日程
- (3) 参加条件
- (4) 選定基準
- (5) その他

### （参加表明書及びプロポーザルの受付期間）

第3条 プロポーザル参加表明書（様式1）及びプロポーザルの受付期限は、募集要項に記載するものとする。

なお、様式1とあわせて、誓約書（様式2）及び地域地区等の変更若しくは都市計画マスター

プラン等の策定又は改訂に係る業務実績（様式3）を提出するものとする。

2 プロポーザルの実施に関する質疑等は、書面により行うものとする。（様式4及び様式5）

（プロポーザルの内容）

第4条 提出を求めるプロポーザルの内容は次のとおりとする。

(1) 企画提案申請書（様式6）

委託業務全般に関する企画提案書を添付すること（様式は任意）

(2) 会社の主要業務実績、同種業務実績等について（様式7）

(3) 本業務の実施体制について（様式8）

(4) 本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等（様式9）

(5) 実施スケジュール

(6) 見積書（様式は任意）

(7) その他

（プロポーザルの審査及び事業者の特定）

第5条 プロポーザルの審査及び事業者の特定（以下「審査等」という。）は、「都市計画変更等業務プロポーザル審査会」において実施する。

2 審査等の実施にあたっては、提出者に対するヒアリングを実施することができる。

（審査結果）

第6条 審査等の結果については、別紙（様式10及び様式11）により提出者に通知するものとする。

（実施上の留意事項）

第7条 プロポーザルにあたり提出された書類及びその内容は、提出者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。

（契約方法）

第8条 審査等の結果、特定された事業者（以下「実施事業者」という。）から提出された見積書を精査した後、実施事業者と令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うものとする。

（事務局）

第9条 この要領に基づく事務は、都市創造部都市計画課において行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。